

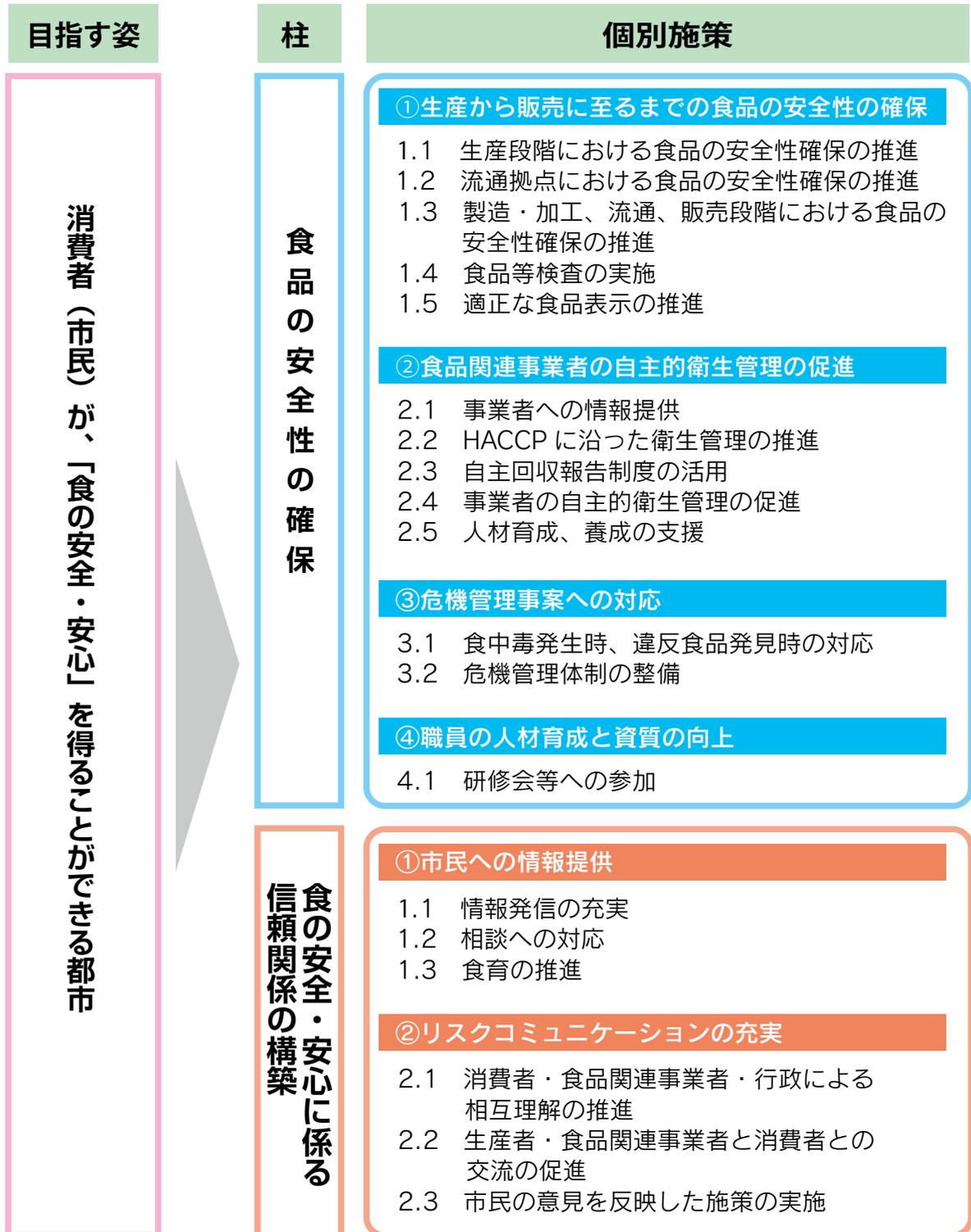
## 第4章

# 行政施策の体系

## 第4章 行政施策の体系

本市の目指す姿を実現するため、「食品の安全性確保」及び「食の安全・安心に係る信頼関係の構築」に関する施策を体系化し、総合的に推進します。

### 【施策の体系】



## 第1 食品の安全性の確保

### 1 生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保

食品の生産から販売に至るまでの食品供給工程の各段階において、食品の安全性の確保のため、各種施策を実施します。

#### 1.1 生産段階における食品の安全性確保の推進

##### (1) 農業生産工程管理（GAP※）の推進【農林水産局・保健医療局】

- 市民に信頼される安全で安心な農産物の生産及び供給に資するため、生産者へのGAP導入推進と農薬の適正使用を促進します。

##### (2) 家畜伝染病（鳥インフルエンザ等）の発生予防、蔓延防止の対策【農林水産局】

- 特定家畜伝染病（鳥インフルエンザ等）の発生に備え、防疫対策や食品の安全対策などが適切に行えるよう、情報交換、防疫対策マニュアルを整備します。鳥インフルエンザ等が発生した場合は、福岡県と連携し、安全対策を行います。

##### (3) 水産物（養殖かき）の衛生管理の推進【保健医療局・農林水産局】

- 市内で生産する養殖かきについて、衛生管理指針を作成し、生産者による自主的な衛生管理を推進し、安全性の確保及び品質の向上を図ります。

#### 1.2 流通拠点における食品の安全性確保の推進

##### (1) 中央卸売市場における衛生対策【保健医療局】

- 鮮魚市場、青果市場においては、流通する食品の検査及び市場内施設の監視指導を食品衛生検査所が実施します。
- 食肉市場においては、搬入されるすべての牛・豚等のと畜検査※、必要に応じたTSE（伝達性海綿状脳症）検査※、動物用医薬品※・農薬等の検査及び市場内施設の監視指導を食肉衛生検査所が実施します。



中央卸売市場（鮮魚市場）の夜間監視



中央卸売市場（食肉市場）のと畜検査

### 1.3 製造・加工、流通、販売段階における食品の安全性確保の推進

#### (1) 製造所、飲食店、販売店における監視指導【保健医療局】

- 食中毒の発生状況、施設の規模等を踏まえ、重点的に監視指導を行う施設を定め、製造・加工、流通、販売の各段階において食品関係施設への監視指導を行います。
- 食中毒の発生リスクや食品の流通状況を考慮し、夏期及び年末に集中的な監視指導を実施します。
- 大規模イベント等の開催時に、宿泊施設、飲食店、弁当調製施設等に対し、監視指導を行います。

#### (2) 集団給食施設等への助言・指導【保健医療局・福祉局・教育委員会】

- 学校、保育所、社会福祉施設、医療施設など、リスクの高い集団給食施設については、関係局と連携を図りながら、衛生状態の確認や食中毒予防の助言を行います。
- 子ども食堂や認知症カフェなど多様化する食品提供施設にも配慮し、食品衛生に係る情報提供や助言を行います。

#### (3) 健康食品に対する監視指導【保健医療局】

- いわゆる健康食品による健康被害を防止するため、流通実態の把握を目的とした医薬品成分の検査を行います。
- 医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対し、指導を行います。

#### (4) 食物アレルギー対策【保健医療局・福祉局】

- 食物アレルギーは重篤な健康被害を起こすことがあるため、食品表示法\*で表示義務のあるアレルギー物質の検査を実施し、アレルギー表示の適正化を図ります。
- 子ども食堂や認知症カフェなども含めた食品関係施設に対し、アレルギー事故防止に係る情報提供、助言を行います。

#### (5) 輸入食品対策【保健医療局】

- 市内に流通する輸入食品について、食品添加物、残留農薬等の検査を行い、食品の安全性を確認します。
- 検疫所が実施する輸入時の検査で違反が判明した食品について、検疫所と連携し、廃棄処分等の措置が適切に行われるよう、輸入者に対し指導を行います。



保健所の衛生監視

#### (6) 地域の特性・特産品に関する衛生対策【保健医療局】

- 屋台の監視指導や屋台営業者向け講習会の実施及び辛子めんたいこ等の特産品の検査を実施します。
- 業界との共働により、食品の適正表示や自主的衛生管理等の取組について支援します。

### 1.4 食品等検査の実施

#### (1) 食品等検査の実施【保健医療局・教育委員会】

- 中央卸売市場及び市内を流通する食品の細菌、食品添加物、残留農薬等の検査（収去検査※）を行い、食品の安全性及び適正表示を確認します。また、違反が判明した際は、迅速に回収命令等の必要な措置をとるとともに、食品関連事業者に対し、再発防止等の指導を行います。
- 学校給食で使用する食材については、納入前に細菌、食品添加物、残留農薬等の検査を行い、食品の安全性を確認し、市のホームページにて情報を提供します。

#### (2) 検査施設の業務管理の実施【保健医療局】

- 検査結果の信頼性を確保する取組として、信頼性確保担当部門、収去担当部門及び検査担当部門において最新の業務管理要領に基づく業務管理を行うとともに、最新のガイドラインに基づき、検査法が適切か確認します。

#### (3) 調査研究【保健医療局】

- 食品に関する微生物や食品添加物等の調査研究や迅速な検査方法の開発などに取り組み、学会や研究発表会で発表します。
- 調査研究により得られた知見を集約し、科学的データに基づく効果的な監視指導につなげるとともに、事業者や市民に対し、科学的データに基づく食品の安全性に関する情報をわかりやすく提供します。



保健所の屋台監視



保健環境研究所の検査

## 1.5 適正な食品表示の推進

### (1) 適正な表示の推進【保健医療局】

- 食品関連事業者に対し、食品表示制度の周知を図るとともに、市内で製造・販売・流通する食品について、食品表示法に基づく適正な表示が行われるよう指導を行います。
- 食品表示法違反疑いに関する情報（被疑情報）に関する調査を行い、不適正表示が判明した場合は表示の是正、再発防止等の指導を行います。

### (2) 食品表示の適正化に係る関係機関との連携【保健医療局】

- 被疑情報のうち複数の自治体に関係するものや表示に関する他法令が関係するものについては、関係自治体、国等と連携し、調査を行います。平常時から食品表示を担当する他自治体、国等の関係機関と連絡会議を通じて、情報交換、情報共有を行います。

## 2 食品関連事業者の自主的衛生管理の促進

### 2.1 事業者への情報提供【保健医療局】

- 食品関連事業者や集団給食施設に対し、食中毒予防や食品表示、食品衛生法等関係法令の改正内容等に関する最新の情報を提供するため講習会を開催します。
- 監視の機会や市のホームページ等を通じて、食品の安全性に関する情報を提供します。

### 2.2 HACCP に沿った衛生管理の推進【保健医療局】

- 食品衛生法改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理が適切に実施されるよう、市内食品関連事業者に対し HACCP 導入指導及び実施状況の確認を行います。

### 2.3 自主回収報告制度の活用【保健医療局】

- 国及び福岡県の自主回収報告制度に基づく自主回収の報告が確実に行われるよう、食品関連事業者に対し指導等を行います。自主回収の報告を受けた際は、速やかに国のシステムや市のホームページなどにより情報を公表します。

### 2.4 事業者の自主的衛生管理の促進【保健医療局】

- 食品業界団体への情報提供や業界団体が実施する研修会への講師の派遣など、共働により自主的な衛生管理や適正表示の取組を技術的側面から支援します。
- 食品衛生思想の普及向上を図るため、優良な食品関連事業者や施設を表彰します。

### 2.5 人材育成、養成の支援【保健医療局・教育委員会】

- 食品関係施設の衛生管理を担う食品衛生責任者\*を養成するための講習会を関係機関の協力を得て開催します。
- 給食施設の従事者等を対象に知識や技術の向上を図る研修会を実施します。



食品関連事業者向け講習会

### 3 危機管理事案への対応

#### 3.1 食中毒発生時、違反食品発見時の対応

##### (1) 食中毒発生時、違反食品発見時の対応【保健医療局】

- 食中毒による健康被害発生のおそれのあるときは、被害拡大防止、原因究明のため、必要に応じ、感染症の担当課と相互に連携を図りながら、迅速に調査を行います。
- 違反食品の発見時には、健康被害拡大防止を図るため、迅速に回収命令等の必要な措置を行います。

##### (2) 食中毒事案及び違反食品に関する情報の公表【保健医療局】

- 食中毒などの健康被害が発生した場合や広域又は多量に流通する違反食品を発見した場合は、危害発生防止の観点から、必要に応じ、報道発表を行います。

#### 3.2 危機管理体制の整備

##### (1) 食中毒等発生時の検査体制の強化【保健医療局】

- 危機管理事案発生時の検査体制の強化のため、食中毒の病因物質について、迅速な検査方法の開発や検査項目の充実を図ります。

##### (2) 関係機関との連携【保健医療局】

- 複数の自治体関係する食中毒の発生時及び広域に流通する違反食品の発見時には、関係自治体と緊密に連携を図り、調査等を行います。
- 広域的な食中毒の発生時には、広域連携協議会\*を活用し、国や関係自治体と協議、情報共有を行い、効果的な原因調査、適切な情報発信を行います。

##### (3) 災害発生時の食品の衛生対策【保健医療局】

- 風水害、震災発生時において、食品の衛生上の危害の発生を防止するため、市の防災計画等に衛生対策を定めます。災害時の避難所における衛生指導を実施するとともに、被災した食品関係施設に対し、営業再開時の衛生対策を指導します。

## 4 職員の人材育成と資質の向上

### 4.1 研修会等への参加【保健医療局】

- 監視指導業務を行う食品衛生監視員<sup>\*</sup>の知識・技術の向上を図るため、内部研修を開催するほか、国等が開催する外部研修へ職員を派遣します。
- 検査担当部門の職員の検査能力及び知識の向上を図るため、学会や研修会へ職員を派遣します。



食品衛生監視員内部研修

## 第2 食の安全・安心に係る信頼関係の構築

### 1 市民への情報提供

#### 1.1 情報発信の充実

##### (1) 市民への情報提供【保健医療局】

- 食品の安全性や食品表示に関する情報について、対象とする世代に合わせて若者に親しまれている SNS、ホームページ等の様々な媒体を活用しながら、わかりやすい情報発信に努めます。
- 乳幼児（保護者）から高齢者まで情報を受けとる年代の特徴に応じた講習会、出前講座、イベント等を開催し、食品の安全性に関する情報を提供し、食品衛生思想の普及啓発を行います。

##### (2) 市の施策に関する情報発信【保健医療局】

- 福岡市食品衛生監視指導計画\*をはじめ、市の施策や監視指導の結果等を市のホームページで公表します。

#### 1.2 相談への対応【保健医療局・市民局】

- 食品に関する相談等に対し、必要に応じ調査及び検査を実施し、相談者の視点で、わかりやすい説明を行います。
- 相談内容に応じ、関係部署に情報提供するなど、関係機関と連携を図ります。

#### 1.3 食育の推進【保健医療局】

- 福岡市食育推進計画に基づき実施する各種施策と連携し、食品の安全性に関する情報発信を行います。



市民（小学生）向け講習会

## 2 リスクコミュニケーションの充実

### 2.1 消費者・食品関連事業者・行政による相互理解の推進【保健医療局】

- 消費者、食品関連事業者、学識経験者、行政機関から構成される「福岡市食の安全・安心推進協議会」を設置し、本市の施策に関する意見交換を行います。

### 2.2 生産者・食品関連事業者と消費者との交流の促進【農林水産局・保健医療局】

- 生産者や製造業、販売業等の食品関連事業者と連携し、体験型イベント等を開催することにより、生産者、食品関連事業者と消費者の相互理解の促進を図ります。

### 2.3 市民の意見を反映した施策の実施【保健医療局】

- 「福岡市食の安全・安心推進協議会」において、本基本方針に基づく施策等について、協議、検証を行います。
- 毎年策定する福岡市食品衛生監視指導計画\*について、市民から意見を募集し、施策に反映します。



事業者・消費者の交流事業



福岡市食の安全・安心推進協議会